



金 沢 市 公 報

第 2 8 1 6 号 の 3

平成26年(2014年)12月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>●規 則</p> <p>○金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (景観政策課) 1</p> <p>●告 示</p> <p>○展望することができる屋外広告物等の表示等の禁止に係る場所等の指定について (景観政策課) 1</p>	<p>ページ</p>	<p>○平成8年告示第67号(道路及び鉄道等に接続する地域のうち屋外広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について (") 4</p>
---	------------	--

規 則

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第60号

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則(平成8年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「次の各号のいずれかに該当する」を「同条に規定する場所ごとに、市長が指定する地域に表示され、又は設置される次に掲げる屋外広告物等のうち、市長が指定する」に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第330号

金沢市屋外広告物等に関する条例(平成7年条例第58号)第5条及び金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則(平成8年規則第2号)第4条の規定により、展望することができる屋外広告物等の表示等の禁止に係る場所、地域及び屋外広告物等を次のとおり指定し、平成27年3月1日から効力を有するものとします。

なお、平成8年告示第68号(展望することができる屋外広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)は、平成27年2月28日限り、廃止します。

平成26年12月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

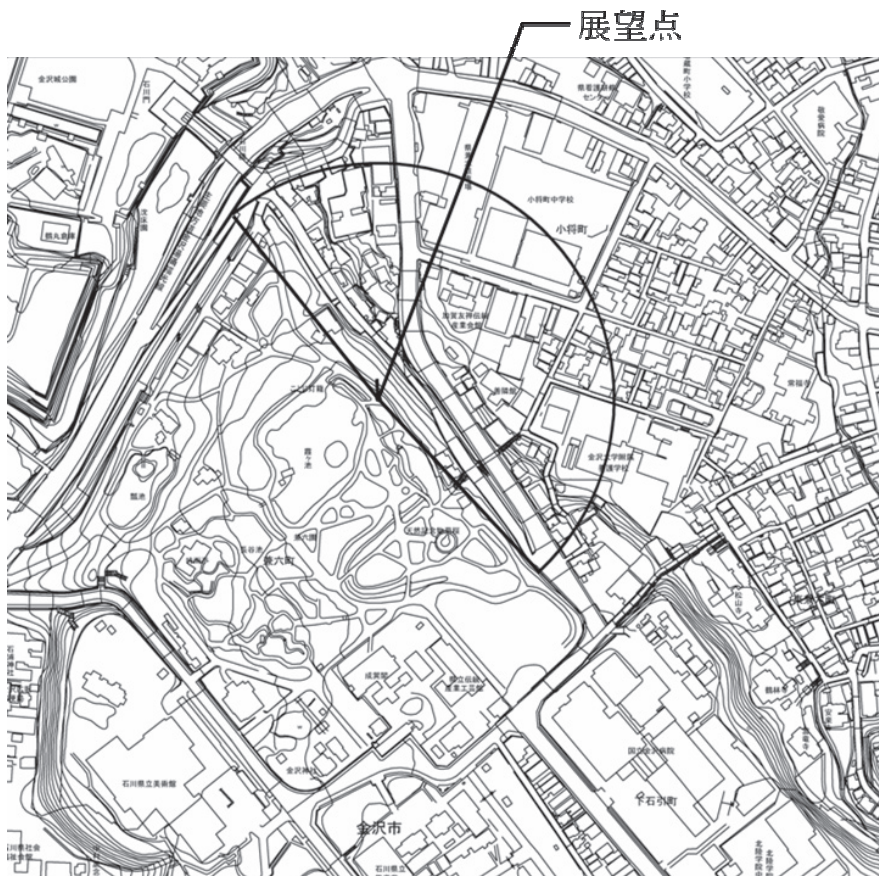
場 所	地 域	屋外広告物等
1 主要地方道金沢湯涌福光線広坂交差点(別図に示す展望点)	左欄の場所から200メートル以内の地域(別図のとおり)	金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則第4条各号のいずれかに該当する屋外広告物等
2 兼六園眺望台(別図に示す展望点)		
3 金沢駅東広場(別図に示す展望点)	左欄の場所から100メートル以内の地域(別図のとおり)	金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則第4条第1号又は第2号のいずれかに該当する屋外広告物等
4 金沢駅西広場(別図に示す展望点)		

備考 別図は、金沢市都市整備局景観政策課に備え置いて一般の縦覧に供します。

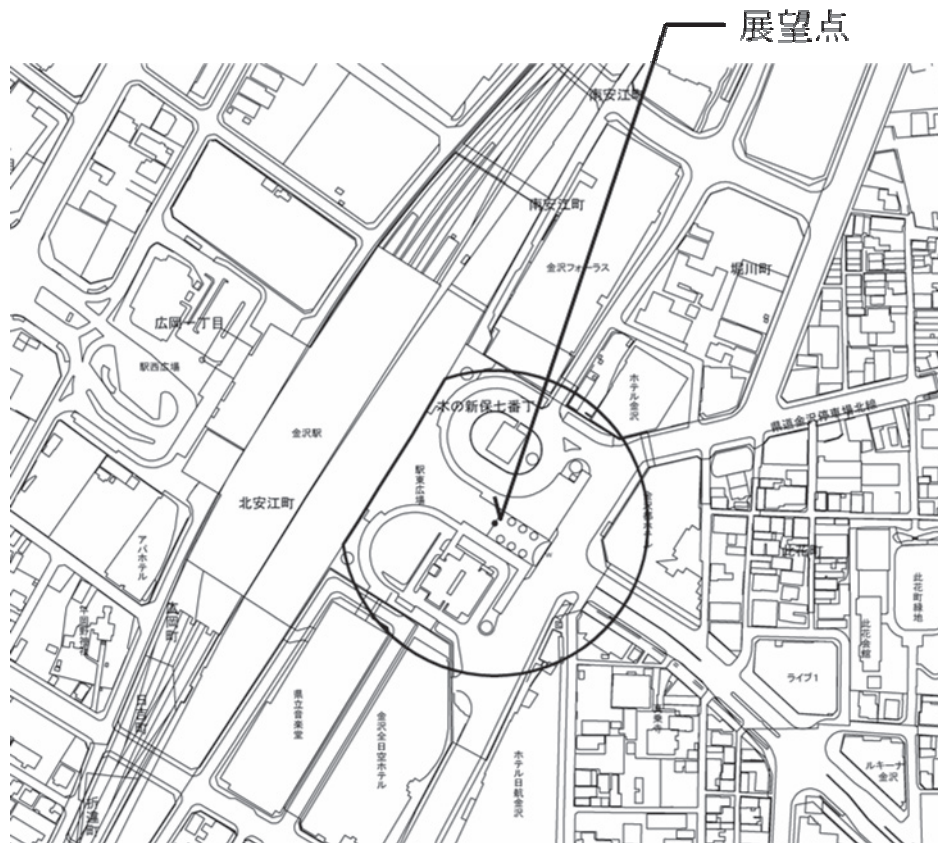
1 主要地方道金沢湯涌福光線広坂交差点周辺



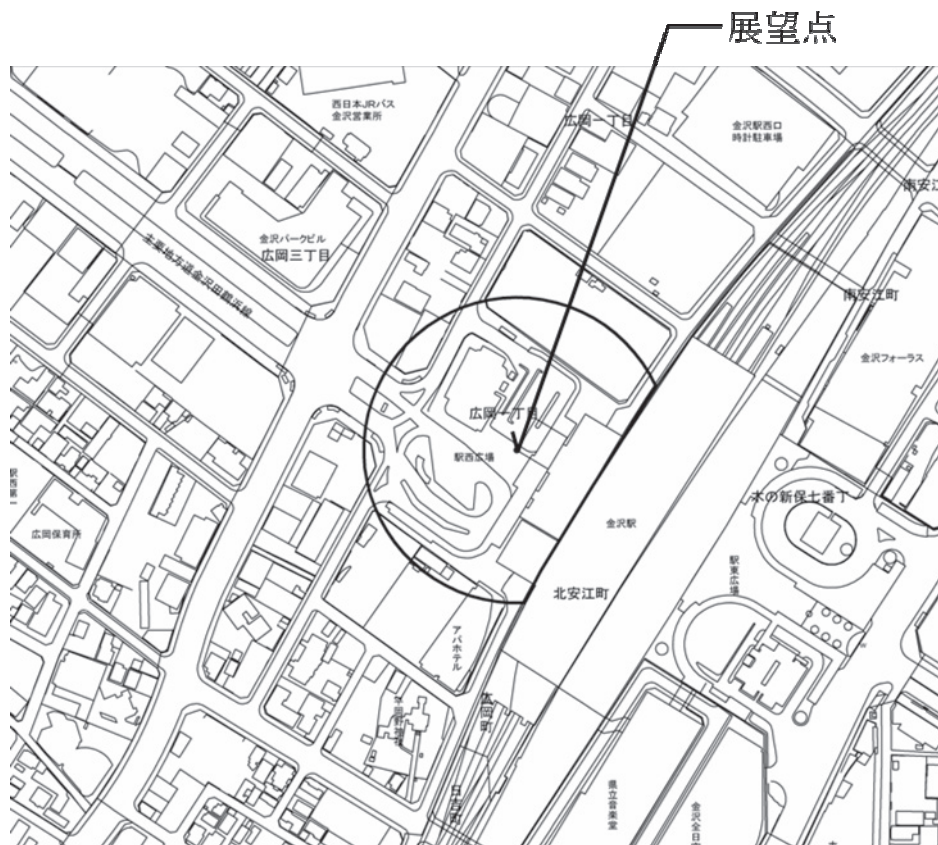
2 兼六園眺望台周辺



3 金沢駅東広場周辺



4 金沢駅西広場周辺



●金沢市告示第331号

平成8年告示第67号（道路及び鉄道等に接続する地域のうち屋外広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成27年3月1日から効力を有するものとします。

平成26年12月1日

金沢市長 山 野 之 義

表中 「 23 国道159号兼六園下交差点から展望することができる50メートル以内の地域 」 を

「 23 国道159号兼六園下交差点から展望することができる50メートル以内の地域
24 北陸新幹線の線路敷の境界線から両側500メートル以内の地域のうち、市街化区域にあっては当該境界線から100メートル以内の、その他の区域にあっては当該境界線から500メートル以内の地域 」 に改める。

平成26年(2014年)12月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成26年(2014年)12月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄